

平成29年4月18日

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-22-7 丸の内OSビル5階

海田法律事務所

株式会社ワールドワークス代理人 弁護士 海田 雅史 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3-28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

TEL: 052-734-8107 FAX: 052-734-8108

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、株式会社ワールドワークス（以下「貴社」と言います）が使用している「パシフィックスポーツクラブ会員規約」及び「PACIFIT会員規約」につき、平成29年1月24日付で申入書をご送付いたしましたところ、貴職より、平成29年2月23日付の「ご回答」をいただきました。

「ご回答」においては、当法人が申し入れた4つの条項のうち、3つの条項につき、当法人の申し入れの趣旨に沿う形での改訂がされることが記載されておりました。迅速なご対応に感謝申し上げます。

しかしながら、改訂の要なしとご回答いただいた条項もあるため、今般、再度申入れをいたします。平成29年5月18日までに上記連絡先宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがあることを申し添えます。

敬具

申入れの趣旨

規約13条につき、消費者契約法8条1項1号に適合するように改めてください。

申入れの理由

1 条項の内容

パシフィックスポーツクラブ会員規約13条、PACIFIT会員規約13条

会社は当館内における盗難及び会員の責めに帰する事由により会員が受けた損害に対して会社はその損害賠償の責を負わない。

2 申入れの理由

貴職作成のご回答においては、本条項につき、「会員の責めに帰する事由により会員が受けた損害」と記載されているため、貴社の債務不履行によって会員に損害が生じた場合には、貴社が損害賠償責任を負うことを排斥するものではないという趣旨の記載があります。

しかしながら、本条項は、「①当館内における盗難」と「②会員の責めに帰する事由により会員が受けた損害」が「及び」との文言で並列記載されており、①と②の双方について、「会社はその損害賠償の責を負わない」とされています。

よって、本条項の文言上、「当館内における盗難…に対して会社はその損害賠償の責を負わない」と解釈するのが通常と思われます。

従いまして、本条項が貴職のご指摘のとおり趣旨であれば、例えば、下記のような条項に改訂すべきではないかと思われますので、よろしくご検討ください。

記

当社は、当社の責に帰すべき事由により会員が受けた損害（盗難等）を除き、その損害賠償の責を負わない。

以上